第十六条第一項	法第十条第一項	法第二十二条の二第七項において準用する法第十条第一項
第十七条	法第十条第二項	法第二十二条の二第七項において準用する法第十条第二項

（漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例）

第六十五条の七　法第二十二条の三第一項の承認（以下この条、次条及び第百四十三条において「漁船員承認」という。）を申請する者（以下この条及び第百四十三条において「漁船員承認申請者」という。）は、第十五号様式の二による漁船員条約締約国資格受有者承認申請書に写真二葉及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、次項において準用する第六十五条の三第一項第一号の規定により漁船員承認を受けようとする場合にあつては、次項において読み替えて準用する第六十五条の三第一項第一号の漁船員承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該漁船員承認試験を受ける地が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局）を、次項において準用する第六十五条の三第三号の規定により漁船員承認を受けようとする場合にあつては、漁船員承認申請者の住所地を管轄する地方運輸局（当該住所地が本邦外にあるときにあつては、関東運輸局）を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一　次項において準用する第六十五条の三第一項第一号の規定により漁船員承認を受けようとする者　次に掲げる書類

イ　戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ　受有する漁船員条約締約国資格証明書の写し

ハ　漁船員承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき海事法令に関する知識の不足を補うための講習の課程として国土交通大臣が指定するものを修了したことを証明する書類

ニ　漁船員承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき乗船履歴として国土交通大臣が指定するものを有することを証明する書類

ホ　指定医師又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により漁船員承認申請日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第十五号様式の三による漁船員条約締約国資格受有者身体検査証明書

二　次項において準用する第六十五条の三第一項第三号の規定により漁船員承認を受けようとする者　次に掲げる書類

イ　第一号ロ、ニ及びホに掲げる書類

ロ　受有する承認証の写し

2　第六十五条の三（第一項第二号を除く。）から第六十五条の五までの規定は、漁船員条約締約国資格証明書、漁船員承認及び漁船員承認証について準用する。この場合において、第六十五条の三中「承認試験」とあるのは「漁船員承認試験」と、第六十五条の四中「船員条約締約国資格受有者承認原簿」とあるのは「漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」と、第六十五条の五中「第十六号様式」とあるのは「第十六号様式の二」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十五条の八　第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条第一項（第一号及び第四号に係るものを除く。）、第二項（第一号、第二号及び第四号に係るものを除く。）、第三項及び第四項、第十三条、第十四条第一項（第一号に係るものを除く。）及び第二項、第十五条から第十七条ま

第十六条第一項	法第十条第一項	法第二十三条第七項において準用する法第十条第一項
第十七条	法第十条第二項	法第二十三条第七項において準用する法第十条第二項

（新設）

（新設）